令和６年６月 10 日（月曜日）

第２回松島町議会定例会会議録

（第３日目）

出席議員（１４名）

１番	菅 野 隆 二 君	２番	米 川 修 司 君
３番	櫻 井 　 靖 君	４番	櫻 井 貞 子 君
５番	中 島 一 都 君	６番	後 藤 良 郎 君
７番	赤 間 幸 夫 君	８番	髙 橋 幸 彦 君
９番	阿 部 幸 夫 君	１０番	今 野 　 章 君
１１番	小 澤 陽 子 君	１２番	片 山 正 弘 君
１３番	髙 橋 利 典 君	１４番	色 川 晴 夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町　　　長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	安 土 　 哲 君
企画調整課長	佐々木 敏 正 君
町民福祉課長	相 澤 光 治 君
健康長寿課長	齊 藤 惠美子 君
産業観光課長	太 田 　 雄 君
建 設 課 長	岩 渕 茂 樹 君
会 計 管 理 者	佐 藤 　 進 君
会 計 課 長	大宮司 　 綾 君
水道事業所長	赤 間 春 夫 君
危 機 管 理 監	田 瀬 高 広 君
産業観光課専門官	赤 間 隆 之 君
建設課参事兼建設班長	梁 川 秀 幸 君
総務課総務管理班長	岸 　 淳 一 君

教　　育　　長	内　海　俊　行　　君
教　育　次　長	千　葉　忠　弘　　君
教　育　課　長	蜂　谷　文　也　　君
選挙管理委員会事務局長	石　川　祐　吾　　君
監　査　委　員	丹　野　和　男　　君

事務局職員出席者

事　務　局　長	千　葉　浩　司	主　　　　査	清　水　啓　貴
主　　　　査	髙　橋　洵　子		

議　事　日　程　（第３号）

令和６年６月１０日（月曜日）　午前１０時　開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

〃　第　２　議案第３３号　松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

〃　第　３　議案第３４号　宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

〃　第　４　議案第３５号　工事請負契約の締結について

【（都）根廻・初原線国道３４６号交差点改良工事】

〃　第　５　議案第３６号　令和６年度松島町一般会計補正予算（第１号）

〃　第　６　議案第３７号　令和６年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

〃　第　７　議案第３８号　令和６年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）

〃　第　８　議案第３９号　令和６年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）

〃　第　９　議案第４０号　令和６年度松島町下水道事業会計補正予算（第１号）

〃　第１０　委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前１０時００分　　開　議

○議長（色川晴夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第２回松島町議会定例会を再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、６番後藤良郎議員、７番赤間幸夫議員を指名します。

日程第２　議案第３３号　松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君）　日程第２、議案第33号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。４番櫻井貞子議員。

○４番（櫻井貞子君）　４番櫻井貞子です。

保育基準の改正が、76年ぶりに改正をされました。町内での幼稚園、保育所、こども園の既に基準を満たしているという説明がありましたが、子育て支援をする児童館とか留守家庭の児童学級とか指定管理で行っている部分もあるので、その辺もそういう指導されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君）　相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　児童館及び留守家庭児童学級のほうにつきましても、基準以上の職員配置となっていることは確認しております。

○議長（色川晴夫君）　櫻井貞子議員。

○４番（櫻井貞子君）　承知いたしました。

この保育に関しての正職員の配置という部分をお聞きしたいんですけれども、水準を上げた部分で非常に20人だったところを15人を１人で見るとかという形での人数の配置だと思うん

ですが、その１人というのは正職員ということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　ここでいいます１人というのは、保育士の資格を持っている方お一人ということになっておりまして、６時間以上勤務する保育士１名ということになっております。

○議長（色川晴夫君）　櫻井貞子議員。

○４番（櫻井貞子君）　正職員とそれから非常勤というような職種があると思うんですけれども、宮城県とか仙台市とかいろいろなところで、保育に関する職員の中で不祥事を度々耳にします。そういう意味では、非常に、子供を持っているご家庭とか家族、そして職場で一緒に働いている人のやはり不安を解消するためにも、きちんとした正職員の配置ということを前提とした配置基準にしていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君）　答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）はい、要望ということでございます。

　ほかに質疑ございませんか。

　　　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　ございませんか。ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

　討論に入ります。討論参加ございませんか。

　　　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

　これより、議案第33号を採決します。

　本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

　　　　〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第33号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第３４号　宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（色川晴夫君）　日程第３、議案第34号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

　提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。７番赤間幸夫議員。

○７番（赤間幸夫君）　７番赤間です。

ちょっと確認も含めてなんですけれども、教えていただきたいと思うことがあったので質問させていただきますが、提案理由書の部分で令和６年の12月２日に現行の被保険者証は同日以降発行されなくなるということで描かれています。マイナンバーカードへのひもづけすることに伴っての対応だということでありますが、カードなしの方々に対しての町の対応の在り方というか、そういったところの考え、カードを持ち得なくしての弊害等、この場合出てくるのか否か、再度、確認も含めてお話しいただきたいと思いますけれども。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　まず、現在の被保険者証につきましては、今年度、今年８月から来年の７月までの１年間の期限のものを発行することになっております。その間、12月２日以降につきましては、今現在の被保険者証、７月に発行した８月以降の期限の被保険者証も並行して使うことができますが、マイナンバーカードでマイナ保険証になっていない方につきましては、資格確認書を発行いたします。マイナ保険証を所有している方につきましては、資格のお知らせというものを発行することになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　よろしいですか。（「はい、結構です」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。10番今野　章議員。

○10番（今野　章君）　10番です。

１つは、後期高齢者のマイナンバーカードの取得状況と、それから、いわゆるひもづけたマイナンバー保険証ですか、これがどれぐらいの状況になっているか、取得状況についてお伺いをしたいということと、難しいんでしょうけれども、宮城県なら宮城県での利用率といいますか、その辺はどうなのかというのが分かればお聞きをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君）　答弁。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　マイナンバーカード、マイナ保険証のということでよろしいですか。マイナンバーカード全体の。（「カードと保険証と違うと思うので」の声あり）はい。

マイナンバーカードにつきましては、町、町民全体で約70後半のパーセント、77％程度になっています。後期高齢者の方のマイナ保険証への登録につきましては約半数の方となっております。

利用率につきましては、報道等でも盛んに報じられておりますが、大体５から６％、宮城県内平均ですと４％から５％くらいになっているかと思います。

○議長（色川晴夫君）　今野　章議員。

○10番（今野　章君）　マイナンバーカードの取得率なんですが、これ町民全体で77％ということで、後期高齢者の取得率はどのぐらいか分かりませんか。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　後期高齢者の方につきましても、約半数の登録となっております。（「ということは、50％ということか」の声あり）

○議長（色川晴夫君）　今野　章議員。

○10番（今野　章君）　そうしますと、約半数ということは、後期高齢者の方々の約50％ぐらいしか取得をしていないということになりますよね。あれですか、ひもづけられたのはさらにその半分だということでいいのかどうかですね。その辺だけちょっともう１回確認させてください。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　申し訳ございません。後期高齢者の方のマイナンバーカードの取得につきましては、数字ちょっと押さえておりませんでした。それで、全体77％というところは変わりないんですけれども、後期高齢者の方でマイナ保険証に登録されている方が半数ということでご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君）　今野　章議員。

○10番（今野　章君）　それから、今、先ほど赤間議員から質問があったように、現行の保険証は多分来年の６月まで使えるのかなと思っておるんですが、それ以降は資格確認書ということになっていくんだろうと思うんですが、その資格確認書どういう形になるのか、その辺ちょっとお聞きをしたいなと思っているんですが。あまり今の現行の健康保険証と大差ないのかどうか。それとも、資格確認書なので、写真を撮って入れるとかそういうことや何かがあるのかどうか、その辺の違いというのはどの程度あるのかですね。どうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　資格確認書の様式につきましては、こういうことが基本的に書かれていなきゃいけない事項とかは決まっておりますが、まだ全部情報が届いているわけではございません。これから情報が徐々に出てくるものと思います。様式については、今のところ決まっていないということで。

　以上です。

○議長（色川晴夫君）　今野議員。

○10番（今野　章君）　様式は確かに決まっていないというか、早い段階ですと、新たに保険証を、７月以降なってから資格を取得する方もいるかと思うんですが、その方には、そうすると今現在の保険証を発行するということになるのかですね。そこが１つ。

それから、保険証、様式決まっていないということですけれども、結局のところ、そうすると現行の保険証で書かれているようなことが書かれていると、大体その内容でいいということなのか、その辺についてもう１回確認させてください。

○議長（色川晴夫君）　相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　資格確認書に記載されている事項は、今の保険証と同様のものになるのではないかと思います。

あと、７月以降ですか、取得された方につきましては、現行の被保険者証と同様のものをまずは１年間出すということでなっております。

○議長（色川晴夫君）　今野議員。

○10番（今野　章君）　今お話聞くと、結局、資格確認書も現行の保険証も大した中身の違いないと、こういうことになると思うんですが、例えば資格確認書ということで新たに更新していくということなったときに、財政負担というかそういうのはどのぐらい生じるんでしょうかね。その辺について考えていらっしゃいますか。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　費用的なものにつきましては、特に試算しているものはございません。分かりません。すみません。

○議長（色川晴夫君）　今野　章議員。

○10番（今野　章君）　要は、新たにそういった形で、私は、現行のものをやるのであればあまり財政的な負担ないと思うんですが、新しく切り替えることによって負担増になるのかならないのかですね。その辺どうなのかということをちょっと確認させていただきたいということなんですが、どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　後期高齢の場合、１年間の所得に応じて負担割合も変わってきますので、現在の被保険者証につきましても１年更新で発行されているものと思います。そういうこともありますので、資格確認書を１年ごとに更新で発行したとしても、大きな費用負担の増はないかと思います。

○議長（色川晴夫君）　今野　章議員。

○10番（今野　章君）　最後にお聞きしますけれども、今聞いていますと、現行の保険証でも新たに発行される資格確認書でも大した差はないと、そういうことなので、どうして現行保険証では駄目で資格確認書に切り替えなければならないのかと。その辺については、国のほうから何か説明があったんでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　その違い、必ずこうしなきゃいけないという違いについては説明は特にあるものではございませんが、マイナンバーカードとひもづけすることによって、様々なサービス、例えば、手続の簡略化ですとか、情報の引継ぎが、薬の情報の引継ぎがうまくいくですとか、そういったメリットがございますので、ご利用の推進を図っていきたいということになるかと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　今野議員。

○10番（今野　章君）　それはよく私も分かるんですけれども、マイナンバーカードを、私、否定しているんじゃなくて、現行の保険証をそのまま使うことが可能なのではないかと。それなのに、なぜ確認書ということにしなければならないのかどうか、その辺についての説明はあったのですかということ聞いているんです。

○議長（色川晴夫君）　答弁。相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　その点につきましては、特に説明等はございません。

○議長（色川晴夫君）　ほかに質問ございますか。小澤議員。

○11番（小澤陽子君）　国のほうのホームページが日進月歩というか急スピードでどんどんどんどん変わっている状況なんですけれども、多様性を認めるという観点から、私たち今まで国民が国に対して直接意見を言える機会がなかったんですけれども、最近何かこうあるようなことを感じたことはございませんでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　ちょっとすみません。

○11番（小澤陽子君）　ちょっと難しい……

○議長（色川晴夫君）　ちょっと分かりにくいですね、今の質問は。

○11番（小澤陽子君）　分からないですね。じゃあ質問を変えます。

では、国民が国に対して直接意見を言いたいなと思ったときに、このマイナンバーカードとかこの保険証の件は、どちらの省庁のホームページを検索したらよろしいですか。

○議長（色川晴夫君）　検索はどこすればいいんですか。相澤課長。分かります。相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　マイナ保険証に関してのことですと、厚生労働省になるかと思います。全体的なマイナンバーカードのことですと、総務省であるとか内閣府であるとかそういったところになろうかと思います。

○議長（色川晴夫君）　小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君）　そちらを、その検索方法というか周知する方法、駄目だ、ちょっとやめます。いいです。

○議長（色川晴夫君）　はい、ほかに。

　ほかに質疑ございませんか。９番阿部議員。

○９番（阿部幸夫君）　今の後期高齢者の保険証を私ども使っているんですけれども、マイナンバーカードを使うと薬代が若干ですけれども安いんです、安いんですよ。それは、今後ともそういう形はもう、ただ、お医者さんによって違うのか、これからはそういう形で安くなるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　その点につきましては、そのサービスというか差をつけることを終了するというお話はまだ伺っておりませんので、継続するのではなかろうかというふうに思います。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君）　よろしいですか。（「はい」の声あり）

　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

　討論に入ります。討論参加ございませんか。

　討論、反対の方の発言を許します。今野　章議員。

○10番（今野　章君）　10番今野でございます。

　議案第34号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてということでございます。

　ただいま質疑をさせていただきましたように、現行の健康保険証に代わって発行される、あるいは交付される資格確認書というものについては、結局のところ、ほとんど顔写真とかが入るものではなくて現行の保険証とほぼ同じ内容のものだと、こういうことだということになるかと思います。現行の保険証を廃止して、マイナ保険証を持たない人に資格確認書を発行する、この意味は全くどこにもないのではないかと。余計な手だてが増えるだけではないのかというふうに思っております。

こうした施策というのは、結局のところ、今までというか、今もですけれども、任意であったはずのマイナンバーカード、これを国民に事実上強制するためのものになっているというふうに思うところでございます。

マイナ保険証のトラブルが国の総点検後も相次いで、システムが不完全なままでマイナ保険証の運用がされることに対しては、国民が大きな不安を抱いている。このことは明らかだと思います。それは、マイナ保険証の利用率が今年４月の段階で、国全体で6.56％にとどまっていること、依然として低い状態にあることにも表れていると思います。

国は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合、資格確認書の職権交付を行うとしていますが、マイナンバーカードいわゆるマイナ保険証とともに現行の健康保険証を継続して交付すれば、新たな負担などもなく、問題を生じることはないと考えるところであり、現行の保険証の廃止を拙速に行うべきではないということを申し上げて、宮城県の後期高齢者医療広域連合規約の変更についての議案に反対する討論としたいと思います。

○議長（色川晴夫君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。２番米川議員。

○２番（米川修司君）　議案第34号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって、マイナ保険証の発行があくまで任意であるということで強制できるものではないというところは、私もそれは理解できるところですし、まず、この資格確認書の発行自体が、あくまで経過措置、当面の間の暫定措置である限り、これをもってマイナンバーカード、マイナ保険証の発行を強制しているとは解釈しておりませんし、あくまでマイナ保険証の発行が任意であることに変わりはないと理解しております。

あとは、反対討論にもありましたけれども、政府は当初、本人からの申請に基づき資格確認書を交付する方針でしたけれども、寝たきりの高齢者など本人からの申請が見込めないケースがあることから、政府としては、マイナ保険証を持たない人全員に対しては、申請がなくても資格確認書を交付するということで、そのあたり柔軟に対応する見込みと認識しております。

政府はマイナンバーカードの普及と保険証のひもづけを推進していますけれども、一方で全ての人が保険診療を受けられるような体制、これは何としても担保しようと整備しているところです。特に、介護が必要な高齢者であったり子供など、今回、高齢者のお話ですけれども、マイナンバーカードの取得が難しい人々に対しても十分なサポートを提供するとうたっ

ております。

あとは、確かに今年の12月から資格確認書を発行する見通しということで、一時的に健康保険証と資格確認書と２つ持つという被保険者が発生しますけれども、これずっと２枚を持ち続けるということではなくて、保険証は１年更新ということですから、確かにこの移行期間、この時期については、一時的に新たな費用負担は発生すると見込まれますけれども、何事もこういった制度を移行していこうというときは、経過措置は措置されるところで、それに伴って必要最小限の費用は発生するのは致し方ないと認識していますし、国のＤＸを飛躍的に進めるために本当に検討に検討を重ねてこういう措置を考えていると、そういうふうに私は捉えておりますので、こちらのこういった資格確認書での対応措置というのがあまりにも拙速とまでは言えないと理解しておりますというところで、以上で私からの賛成の討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君）　ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立多数です。よって、議案第34号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第３５号　工事請負契約の締結について

【（都）根廻・初原線国道３４６号交差点改良工事】

○議長（色川晴夫君）　日程第４、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑。質疑なしと認め、質疑を終わります。（「ありますよ」の声あり）ああ、はいはい。もう少し早く手を挙げていただければ。６番後藤良郎議員。

○６番（後藤良郎君）　しばらくぶりにしゃべるので、すみません。６番後藤です。

私も現場確認して、交差点関係は了解しました。今進んでいる根廻のほうの状況も見た中で、ちょっと関連になると思いますが、資料のこのＡ４のワンペーパーのほう見た中で、かねてより根廻のほうはもう進んでいますけれども、ちょっと初原のほうが路線的にまだ確定して

いない旨、今まで伺っていたような、でおります。それで、今の今日あたりの状況でその辺はどうなっているのか、まずお聞きします。

○議長（色川晴夫君）　岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

　初原側の工期という形になるかとは思いますが、初原側につきましては、現在、松島大和線ですか、あのインターチェンジ、こちらの宮城県道路公社のほうで進めておりますこちらの工事の調整が上がりまして、ちょうど我々が実施しようとしている箇所にインターのランプがかかってくるという部分がございます。インターのランプができるということは、我々はその下をくぐって道路を設置するという形になりますので、その辺と現在調整をしているという段階でございます。そのために、今、進めているのは、宮城県の道路公社と細部にわたる調整を行っているという最中でございます。

　以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　後藤良郎議員。

○６番（後藤良郎君）　今、課長から答弁ありましたが、あそこの件は前にもそういう話を承った記憶があります。何か進み具合が少し遅いのかなと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　進み具合が遅いといったものに対してお答えさせていただきます。

　現在、道路公社のほうでは順次、用地買収であるとかそういったものについてを進めておるところでございます。我々の町のほうとしましても、我々の都市計画道路とかぶらない形で、なるべく我々とその辺は意思疎通をしながら現在進めております。

　今、直近の段階ですが、ランプ工事につきましては、令和９年度から今のところ進めていくという内容になっています。なぜかといいますと、あそこ、我々の道路は、ランプが２本から３本かぶる形になりますので、どうしてもやはりその工事の合間を縫って我々のほうに順番が回ってくるという形になりますので、今のところ令和９年からということでお話を伺っているところでございます。

　以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　後藤議員。

○６番（後藤良郎君）　そうすると、当初、令和８年度かな、町長の施政方針にもあったような記憶ありましたが、全体的に、根廻の工事進んで、あと区画整理もあるので、全体的にはそ

うするといつぐらいに、イノベーションヒルズとしての完成形のそのスタートする年度は、どの年度になるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、イノベーションヒルズについては、もう既にご承知だとは思いますが、令和８年４月からオープンするということでございます。

根廻側につきましては、我々もその日程に合わせまして、令和８年３月までに根廻側については全て開通するというスケジュールで、現在、動いているところでございます。

ご指摘の初原側につきましては、現在、町道の金井神線というのがございますので、そちらにつきましては、工事でも何とかそこを通れるような形を現在は考えているところでございますが、我々の都市計画道路につきましては、先ほどご説明したとおり、県の道路公社のどうしてもランプの工事というのがありますので、その辺については若干遅れていく方向にあるのかなと思います。ただ、イノベーションヒルズの開通に合わせて、根廻側については全て間に合わせるというようなスケジュールになっているところでございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君）　よろしいんですか。（「はい」の声あり）

ほかに。８番髙橋幸彦議員。

○８番（髙橋幸彦君）　こちらのところ３月の予算のときに現地視察で見させてもらって、そのときにも前任の建設課長だったかに言ったかと思うんですが、２ページのＡ３のページで見るとおり、右側、坂の部分ですよね。こちらのほう結構下りてくる車等がスピード出してきますので、この交差点新しく造るのに十分に見通しを取って計画してもらいたいということを言ったんですが、結構上のほうまで赤い部分があるので、その部分は十分配慮してあるのかということと。

もう一つ、水ですよね、排水の問題。1,100のボックスカルバート入れるんですが、計算してきたんでしょうから、これで十分大丈夫という確認のお返事をいただきたいなと思っております。

○議長（色川晴夫君）　岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず１点目の部分でございますが、見通しという部分でございますが、今回こちらのＡ３の図面のほうで、鹿島台方面に向かう部分が赤くハッチングされている部分がありますが、そ

こは切土ということで、その分もう土砂を取るという形になります。ですので、今の山があることによって見通しが悪いという部分に関しては、この切土の部分である程度改善されていくというふうに我々としては見ております。

　もう１点でございます。雨水対策ということでございます。

　以前もこれ多分ご説明しているところでございますが、土地区画整理の中については調整池等で対応していきますよということで、今回の道路については調整機能がありませんので、流出時間が早まる可能性があるということを想定しております。今回の改良工事につきましては、道路の設計指針に基づきまして降雨強度80ミリで設計をしています。下流側に影響が出ないよう、管渠断面、水路新設等も含めて雨水の流出調整を図ってまいりたいと思いますので、あの箇所については、以前、台風等で水がだぶついたということがございましたが、そちらについても、管渠を新しくする、あわせて、今土側溝の部分についてもオープン水路を入れるというような改善を取って、対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

　以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　よろしいですか。（「大丈夫です、はい」の声あり）

　ほかに。９番阿部幸夫議員。

○９番（阿部幸夫君）　工事の工期は令和７年の３月31日となっておりますけれども、この工事する場合、310メーターですから、これ一括で片側通行に、片側通行でやるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君）　答弁。岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　質問にお答えさせていただきます。

　今回の工事については、議員ご指摘のとおり、片側交互通行で実施していきたいと思っております。一応、実施期間につきましては、これから、こちらで、議会のほうでご承認賜りました後、準備工として調整をさせていただきます。その後、調整が完了次第、工事に入りますが、その際については片側交互通行で実施していくという内容で進めているところでございます。

　以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　阿部議員。

○９番（阿部幸夫君）　片側交互通行ではいいんですけれども、その場合、約何か月かかるのか、その辺をお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（色川晴夫君）　岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　片側交互通行でございますが、こちらについてご説明させていただきたいと思います。

まず、我々としましては、今回議決を賜った暁には、道路管理者である宮城県と調整をさせていただきたいと思います。工事に当たっては、なるべく片側交互通行の区間を短くするような形で考えているところでございます。とりわけ、今回、先ほど議員のご質問にありました雨水関係がありましたので、まず、ボックスカルバートであるとかその辺の工事からまず進めさせていただいて、短い区間の中でまず工事をさせていただくと。次に、道路関係の切土であったり、そういう形で、なるべく区間を短くして、影響が出ない範囲でやっていきたいと思います。

基本的には、我々としましては、９月からそういった部分について着手していきたいというような予定でいるところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　阿部議員。

○９番（阿部幸夫君）　分かりました。

その場合、今までも若干、河道掘削等々でダンプとかそういう大型車がうちのほう、北小泉下・竹谷のほうに入ってきてはいるんですけれども、その辺の誘導は今後ともなされるのかどうかですね。どうしても大型関係は、迂回路としてそういうのを、町でこうしてくださいというのはしていないでしょうけれども、結構車が入ってくるんですよね、うちのほうに。その辺は考えていないと思うんですけれども、あまり入ってこられるとちょっと大変なので、どういう形にしているのか、お聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君）　岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

多分、今のダンプ関係というのは、河道関係で、掘削関係で入っている関係かなとは思うんですが、我々の工事としましても、当然、先ほど言ったとおり切土したりとかということで、どうしてもやっぱりダンプは何台か入る予定でおります。

図面にもありますとおり、基本的には3,000立米切土して1,000立米埋めるということで、2,000立米は確実に残土が出ますので、それらについての取扱いについては、十分状況を見ながら、ご迷惑かけないような対応を取ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　よろしいですか。（「はい」の声あり）

　ほかに。７番赤間幸夫議員。

○７番（赤間幸夫君）　７番赤間ですが、私は、交差点の関係ですから、どうしても交通量等の関係もあって、仙台、いわゆる宮城県と松島町との間で右折レーンとか、あるいは新しくできる側の根廻・初原線側からこの国道側のほうに入ってくるケースとかも含めていろいろ考えてみると、最終完成形になって、その後、先ほど説明ありましたとおり、令和９年以降に三陸自動車側の松島大郷インターの切替えとかいろいろ絡まって、そういったものが完成した暁でないと、要は交通安全対策としての信号機設置の話とか話題は出ないのですか。今回もう既にその辺も同時進行で出ているんですかね。その辺だけちょっと確認させてください。

○議長（色川晴夫君）　岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

　まず、事前準備の段階で、公安委員会をはじめ道路管理者のほうには協議をさせていただいております。その際についても、信号機とかそういった部分についての話は出たものの、実際のところやはり最終的に初原側がどうなるかという部分で流れがまだ予測しづらい部分がございますので、今後、我々の工事の中でも公安委員会をはじめ県のほうには協議させていただきますので、その辺を踏まえた上でお話はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

　以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　よろしいですか。

　次、１番菅野議員。

○１番（菅野隆二君）　菅野でございます。

　入札結果を見て１億2,400万円で落札しているわけなんですが、一番低いところを見ると最低制限価格を下回っていて失格となっているのでしようがないんですが１億1,200万円というところで、この差が1,200万円あるわけなんですが、もちろん最低制限価格をあまり低くしても労働者に負担がしわ寄せになるというところもありますので、それは分かるんですが、条件付というところで条件つけている企業なので、ある程度その辺はしっかりとやってくれる企業さんが計算して応札してきたわけなので、なのでそこまであまりにも低過ぎるというわけではないと思うんですが、この辺の最低制限価格というのを見直したりとかとそういった考えとか、そういったところ、もしあれば教えていただきたいと思いまして。

○議長（色川晴夫君）　岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　最低制限価格のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

最低制限価格につきましては、ダンピング防止を行い、工事の品質確保、低価格請負による下請の賃金等の労働条件の悪化防止、安全対策の不徹底の防止というのが目的として必要なものというふうに考えているところでございます。

最低制限価格を下げるということはこうしたリスクにつながりますので、我々の伺っている情報でございますが、国交省のほうでは、近年、最低制限価格を上げる方向に考えているといったことは伺っております。

県、国、近隣自治体の動向を確認しながら検討はさせていただきたいと思いますが、下げるのではなく、逆に上げる方向になるかもしれないというふうに我々としては見ているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　１番菅野議員。

○１番（菅野隆二君）　その辺はもちろん分かっていて、労働者の負担がしわ寄せ行かないようにというところではもちろん分かるんですが、条件をつけてある程度企業さん絞っている中で見積り出してきているのであればある程度信用できるというか、あ、これぐらいできるもんだなという金額だと思うんですけれども、そういったところを考慮するのであれば、その辺を見直してもいいのかなとは思ったんですが、そういった理由があるのであれば、今入札してこの失格になっているところは安過ぎて労働者に負担与えるので駄目ですよと言っているようなものなのかなと思っちゃうんですが、その辺もう一度いいですか、確認。

○議長（色川晴夫君）　岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　まず、今回の２者失格になったということでございますが、基本的に、入札工事の見積りにつきましては、見積書作成の電算化や設計単価の公表もございますので、本町で作成する工事設計額とほぼ変わらない見積りが可能というような状況になっています。最低制限価格も公表していると、所定の率により算出できるので、業者さんにしてみれば最低制限価格もおおむね分かった上で入札していると考えているところでございます。

今回の入札後でございますが、応札された９者全ての見積り額を比較させていただいたところでございます。失格者２者につきましては、町の設計額に比較しまして、純工事費だったり管理費であるというものについて全体的にもう低く見積りを出してきているというような状況でございます。そのため最低制限価格を大きく下回ってしまったというような状況でご

ざいます。

　またあと、今回応札に参加している業者さんについては、結構、石巻管内で今まで工事を受注していたという業者さんが多数含まれております。石巻管内、今、入札関係が随分止まっているといった部分もありますので、そういった観点から見ますと、どうしても競争性が強まったのかなというような見方をしているところでございます。

　以上でございます。

○議長（色川晴夫君）　菅野議員。

○１番（菅野隆二君）　ありがとうございます。競争性が強まって安くなったのであれば、それはこしたことはないのかなとは思うんですが、そういったところも踏まえて、今後ちょっといろいろと検討していただければと思います。答弁求めません。

○議長（色川晴夫君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

　討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

　これより議案第35号を採決します。

　本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第35号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第３６号　令和６年度松島町一般会計補正予算（第１号）

○議長（色川晴夫君）　日程第５、議案第36号令和６年度松島町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

　提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。１番菅野隆二議員。

○１番（菅野隆二君）　菅野でございます。

　地球温暖化対策実行計画と災害廃棄物処理計画策定事業のところで、もちろん資料のほうを拝見したんですけれども、私がちょっと勉強不足のところもあると思うので、ちょっとこの

辺の目的だったりどういった狙いがあってというところだったりとかというのをちょっと分かりやすく、ちょっとまた説明していただけないかなと思いまして、よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君）　千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　まず初めに、地球温暖化対策の実行計画についてです。

これ何度か一般質問でもいろいろされているわけですけれども、まず、実行計画については２種類ありまして、町が事業所として策定する実行計画、これ事務事業編と、いわゆる事務事業編と言っております。

今回、予算を提案させていただいたのは区域施策編というところでございまして、温暖化の法律でいうと21条の３項に該当するもので、都道府県ですとか、あとは中核市なんかは義務になっている策定計画です。今回、町村のほうは、一般市とか町村のほうは義務ではありませんが、努力義務ということで、基本的にはできるだけ策定を進めてくださいということで、これは役場だけではなくて松島町域全体を対象にした温暖化対策の計画ですよということです。簡単に言いますと、民間の事業者それから町民も含めて、CO_2の削減に関する取組を地域全体で推進しましょうという計画になっております。

事務事業編のところでは、県が今、2030年度まで50％削減にしています。国は46％なんですけれども、これは2013年対比ということです。ですので、町としては2030年度まで７年を切ったかとは思いますが、そういった対2013年の削減目標をつくって、そのためにじゃあどういった取組をしていくか。どういった取組をするかに当たっては、現況どうなっているかというのも、推計にはなりますけれども、現状を把握しながら、今後の取組を決めていくという計画になっております。

あと、一方で、主要事業説明の７番の災害廃棄物処理計画、こちらについては、４月にも２回ほど新聞にも掲載されたと思うんですが、大規模災害、特に今後発生が予想されている地震、想定されているんですけれども、そういった大規模災害、今回の能登も含めて大量の災害廃棄物が発生するという状況があります。町でも、東日本大震災は当然ですけれども、その後の東日本台風、令和４年の７月の豪雨ともに災害廃棄物がやっぱり想定を超える量が発生をして、そのときに、やっぱり時間のない中で生活環境の改善、良好な生活環境を保全するためには、迅速に処理をしなければならないということがあります。そのための処理のプロセスであったり、どういった災害であればどれぐらいの廃棄物が想定されるか、量ですね。あとは、そういった場合に通常のごみの収集運搬では当然回収し切れませんので、どういった収集をしたらいいか。例えば、大規模災害になれば仮置場も設置しなければなりませんの

で、じゃあどういった災害だったらどういった仮置場でどれぐらいの規模のものが必要だとか、そういった具体的なものを決めていくというのが災害廃棄物処理計画になります。

あともう一つ、目的としては、町のほうは今、廃棄物処理の専任の担当者というの１名なんですね。あとは兼任ということでやっていますが、いろいろな廃棄物に関する施策、あとはこういった災害時の処理も含めて、やっぱり職員にずっと引き継いでいく、引き継いでいかなければならないという、継承していく必要もあるということで、そういう意味でも策定が今求められている計画ということで、国のほうでも今後その策定率を高めていくということで考えている計画ということでございます。

○議長（色川晴夫君）　菅野隆二議員。

○１番（菅野隆二君）　ありがとうございます。

これ地球温暖化のほう、２か年にわたっているのは、計画が２つに分かれているから、これそれぞれつくるというのか、その辺もちょっと教えていただいていいでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　まず、地球温暖化対策のほうについては、内容が結構、今言いましたけれども、現況推計から現況整理、それから目標設定、これ産業部門別に現況とか目標もちょっと設定しなくちゃないというのがあって、ボリュームが相当ありますので、１か年で策定するのはちょっとまず難しいと。一般的には２年で策定するのが通例になっております。

ただあと、一方で災害廃棄物処理のほうについても、そこまではないですけれども、こちらについては１単年度で策定するということで通常やっていますので、そこの違いがまず、主要事業の６番と７番ではちょっと違いがあるということです。

○議長（色川晴夫君）　菅野議員。

○１番（菅野隆二君）　最後に、これ計画としてはもちろん必要なものなのでというところなんですが、この金額、大体500万円から600万円ぐらいかかっているというところで、私もちょっと想像つかないところであるんですが、ちょうど昨日、「コンサルに喰われる自治体」という本を読んだので、その辺もちょっと気になるところであるんですが、これが適正な価格なのかどうかというところも最後に確認をお願いします。

○議長（色川晴夫君）　千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　コンサル、ほとんどこういった類いのものは人件費がやっぱり多くを占めると思いますが、毎年度、国交省さんのほうから設計業務等の単価というのが示されていまして、それの単価を採用してやっていますので、価格については適正ということでご

理解ください。

○議長（色川晴夫君）　よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。４番櫻井貞子議員。

○４番（櫻井貞子君）　関連して地球温暖化対策の、一歩進んでこの事業の調査をしていただけるんだなということで、先ほど、今、菅野議員が500万円から600万円のお金を投じてするものという形でびっくりして資料を見させていただいておりました。

この区域施策編につきましては、義務ではなくということで課長のほうから説明があったわけなんですけれども、小さな町村とかとなると、やはりその大きな500万円、600万円の大きなお金というのは負担になると思います。そういう意味ではやはり近隣の市町村とか一緒に歩みをそろえて進めるとかという考えはなかったのか。

そしてまた、お隣の利府町では、地球温暖化対策室というような形で自前で、自分のところで対応しているという部分もあります。そういうお考えがなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君）　千葉課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　まず、６番の地球温暖化対策の区域施策編のほうは、まず、２か年度で今のあくまでもこれ予算ですので、1,101万1,000円ということで見込んでいます。これは最終的に、先ほどの話とも関連しますが、入札結果によって最終的にどうなるかというのは、今の段階であくまでも見積り額ということでご理解いただきたいのと、あと、今ちょっと近隣の自治体の話が出ましたけれども、たしか２年ぐらい前に、同じようなこれ類似のやっぱり、当時は令和３年度から２年度あたりの予算だったと思いますが、そのときは近隣の自治体はちょっと採択をされなかったので単独でやったというのは分かっていますが、もちろんコンサルの支援を受けて策定はしているところですね。２か年度事業として、コンサル支援を受けて、町の単独費として策定をしたということは承知しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　よろしいですか（「はい」の声あり）

ほかに。７番赤間幸夫議員

○７番（赤間幸夫君）　それでは、私のほうからは11ページから12ページにわたって、まず最初に、４款１項２目予防費における、いわゆる高齢者等の新型コロナウイルスワクチン接種関係でお尋ねします。

予算組みのための算出根拠としては、接種率50％、対象者、該当するね、65歳以上というふ

うに捉えていますけれども、これは年々年々少なくなっていく見通しにあるんだろうとは思うんですけれども、その辺の考え方等、今盛んにいろいろな、何ていうんですかね、書籍あるいはマスコミも含めてですけれども、コロナワクチンの接種の新たな、何ていうんですかね、社会問題化するようなニュースソースもちらちらと耳に入ったりするわけですけれども、松島町としてはどのように描いているんですかね。その辺、まず最初に。

○議長（色川晴夫君）　齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤惠美子君）　まず、接種率を50％にした根拠でございますが、昨年の令和５年度秋接種の際の接種率が56％でございました。こちらは65歳以上の方の割合でございます。そのとき56％だったんですが、今年度、定期接種化に伴いまして、まずは自己負担が発生するということとか、それから、集団接種ではなく、いつどこに受けてくださいというような、そういう指定でなく、ご自身で医療機関に予約をして行っていただくという一手間が加わりますことから、恐らく秋開始接種よりはやや受診率が下がるのではないかなという見通しを持ちまして、50％というふうに見込みました。

また、これから、今年度以降どのように住民の方々がワクチンを接種しようというふうに思われるかということにつきましては、５類疾病に変わりましたコロナウイルスの感染症へのそういった関心事ということにも大きく関わってくるものと思います。５類になりましても、国のほうでは新聞報道などで少しずつコロナの発生状況などもまだ、いまだにしているところですし、新しい株が、ウイルス株が発生しているとか、そういったことの情報もございますので、そういった関心もあることから、急激に受診率が低下するというようなことはないのではないかというような予測はしております。

今後とも、松島町におきましても、国などの情報は、町民の方々に広報など、それからホームページなどで丁寧に説明をさせていただきながら、あわせて、ワクチン、予防接種についての周知もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君）　赤間幸夫議員

○７番（赤間幸夫君）　分かりました。ありがとうございます。

次に、塵芥処理費について。２項１目になりますかね。これについてなんですが、まず、確認というか、いわゆるどうしてもごみ処理の関係では、１市３町、東部衛生処理組合等々含めて、処理の能力も含めてですけれども、１市３町の動静も気になるところですし、この事業の取扱いについては、やはりその辺の、何ていうんですかね、担当者レベルの会議から始まって、担当者会議、課長会議なりなんなりとかそういったことも情報を共有しながら、お

のずと双方の広域での取組と合わさって描かれるのではないのかなと、そのほうが予算等の取り合いも含め、あるいは今後の事業活動についても参考にできるのではないのかなというふうに思ったんです。その辺ちょっと考え方、お示しいただきます。

○議長（色川晴夫君）　千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　当然、東部衛生処理組合の構成自治体として連携してつくっていくんですが、まだ、４自治体、今、構成自治体あるんですが、災害廃棄物処理計画として正式に策定しているのは今は多賀城市さんだけなんですけれども、当然この災害廃棄物処理計画を使うことになる災害規模となると、やっぱり東部衛生処理組合だけでは多分もう処理し切れないような災害ごみの発生が想定されますので、そういった内容も、あと東部で処理できる容量も当然加味した上で、広域的な視点での処理も含めての計画を策定するということでご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君）　赤間議員。

○７番（赤間幸夫君）　はい、了解しました。

　最後になりますが、最後、９款消防費でありますが、上竹谷地区への避難所の整備に係る経費描いております。地元からの再々たる要望、令和４年、元年、元年でしたか、吉田川堤防等のそういった被害等にすれば、地元の方々としてはとても安心していられないなというふうな状況から、この避難所の設置の要望等含めて今日に至っているのかなという思いですし、80人規模というふうに建物関係を見ておられるということでありますけれども、そのエリア範囲からこぼれると言ったら誤解ありますけれども、任意での参集に当たってはその辺も加味しておられて80人規模程度に抑えたのかどうかも含めて、200平米の規模に対しての80人規模というふうな施設内容になっているんですね。その辺の考え方、ちょっとお示しいただきたいと思いますけれども。

○議長（色川晴夫君）　田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君）　80人の規模想定ということだったんですけれども、こちらのほう、上竹谷地域の中での高齢者とか、あとは災害時の要配慮者とか、あと厚労省の基準で介添えというか付添いの方も必ずつけなくてはないということもなっています。そういったのを加味して、約80人という想定で200平米という形にしたので、例えばですけれども、あまり好ましくはないんですけれども、駐車場で車中泊で１泊、２泊ということも十分あり得ると思うんですが、それも含めて、駐車場なんかもある程度広く取れるような形で今後設計進めていくことにはなると思うので、取りこぼしはないという前提で計画は進めていきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　赤間議員。

○７番（赤間幸夫君）　はい、分かりました。

それで、ちょっと気にしたのは、これはいかがなものかなと思ったのは委託料です。1,900万円ほどの予算計上をされていると。こういったケースというのは、これまでも松島自体がいろいろな形で委託発注をして成果品を頂いてきていると。同等の規模等もあったんだろうとは思うんですけれども、それでいながらもなおかつこのくらいの予算規模を見ておられると。まるきり場所が場所なんでね、新たなものなんですということならそういうことなんでしょうけれども、その辺の捉えというか、経験値も踏まえて描いておられてこの1,900万円の数字になっているのかどうかだけ、ちょっと最後に確認させてください。

○議長（色川晴夫君）　田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君）　設計費のほう、こちら建築設計のほかに用地の測量と補償の算定と３本立てになっております。確かに、肌感覚としてというのは確かにあって、私のほうでも、建築設計のほうなんですけれども、５年前、平成31年の単価と比べて試算はしてみたんですけれども、例えば、国交省の基準、業務報酬基準とかあるんですけれども、そういった中での人数、人工の数とか、あとは労働時間、それから単価のほうも増えていまして、大体３割増しぐらいの今回の積算結果となりました。

ですので、ほかの施設、最近ですと私が関わったこども園とかそうなんですけれども、ちょっとあそことは規模が違い過ぎるので、桜渡戸とかも比較したんですけれども、やっぱり若干高めにはなるんですが、令和６年度基準見直しもあって５年前との３割増しになっているというのも踏まえて、こういった予算計上はさせていただきました。

ただ、発注の際には、なお精査もしまして、今後、事業のほう進めていきたいとは考えております。

以上です。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（色川晴夫君）　結構ですね。

ほかに。櫻井　靖議員。

○３番（櫻井　靖君）　私も４款１項２目の予防接種事業でございます。

こちらのほう、今まで無料だったものが有料化という形になりまして、費用が多分、普通に接種するとなると多額の費用がかかると思われるんですけれども、これ①②に該当しない方

というのは、そのまんま１万5,300円なのかそれとも１万1,600円なのか、どちらなのか分からないんですが、その金額になるということでよろしいんでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤惠美子君）　定期接種の対象の年齢が65歳以上、それから60歳から64歳の方で心疾患などの病気ですとかあと障害を持つ方については一部定期接種の対象となりますが、それ以下の年齢の方につきましては任意接種の扱いになりまして、全額の自己負担ということになります。

恐らく１万5,300円の接種の費用がかかるということでございまして、令和６年度につきましては、昨年度、国が想定していた大体7,000円ぐらいかなというような金額から、大幅に8,000円以上、急激に、ワクチンの取扱いの業者さんたちからの聞き取り調査などを経ましてそのくらいになるだろうということがあったので、今回は基金管理団体を通じて助成金という形で出ております。

初年度ですので、設備投資などによってワクチン単価が上がっているだろうから、今後はもしかしたら下がる可能性もあるだろうということも視野に入れながらの助成であり、それから、任意接種を受ける方々につきましても、今年度はこのくらいの金額ですが、来年度以降、また定期接種の対象者の方への助成も含めまして大いに変わる可能性はあるということで、国からは伺っております。

○議長（色川晴夫君）　櫻井議員。

○３番（櫻井　靖君）　かなりの差があると思いますので、これ、そうなると、結構その年齢に引っかかるか引っかからないかということで、ちょっと自分が対象かどうかという部分もあるのかなと思っております。

ですので、この対象年齢の区分というのが満年齢なのか、それとも何月何日生まれまでだったらばこれに対象になるのかと、その区分についてはどのようになるんでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君）　齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤惠美子君）　受ける時点で何歳かというふうに見ていただきたいと思いますが、高齢者のインフルエンザの助成などについても同じように対応しております。

○議長（色川晴夫君）　櫻井議員。

○３番（櫻井　靖君）　これ本当に、60歳での免疫障害をお持ちの方と59歳での免疫障害をお持ちの方、リスクは本当に同じだなと私は思っているんです。ですので、やはりその線引きと

いうのが本当にこれでいいのかどうなのかなというのがすごく私は疑問に思っております。町として、3,300円という金額にならないにしても、若干不安を持っている方に対して助成というのは考えられないのか、そこら辺お聞きいたします。

○議長（色川晴夫君）　齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤惠美子君）　私もこの年齢のはざまのちょっとぎりぎり該当しないところにおりまして、大変そのお気持ちよく分かるんですが、どこかでラインを引かなければならないということと、それから定期接種が何歳かというルールは国のほうで定められておりますので、このルールにのっとって今のところ予定にしておりますけれども、それ以外の年齢の方に対する助成ということでは、現時点では考えておりません。

○議長（色川晴夫君）　櫻井議員。

○３番（櫻井　靖君）　あと１つ。②の方ですね。この方の通知方法。これは町では結構把握しづらい部分というのがあると思うんですけれども、そちらのほうの通知方法はどうなっているでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤惠美子君）　議員おっしゃるとおり、町はこちらの方々は把握しかねますので、一般の町民の方に対する周知を行うことと、それから医療機関の先生方からのお勧め、ご相談などで、手を挙げていただくといいますか、申出を受けていただいて、健康長寿課のほうに、町のほうにご連絡をいただければと思います。

○議長（色川晴夫君）　櫻井議員。

○３番（櫻井　靖君）　ワクチン接種を嫌だという方もいらっしゃると同時に、どうしても受けたいという方も多分いると思うんです、若くても。そして特に体に不安のある方というのに対しては、やっぱりちょっと受けたいなと思う方もいますので、ぜひとも、少し期間がありますので、町のほうでご検討をしていただいて、何らかの救済措置というのも考えていただければありがたいなと思いますので、ここはお願いしておきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、上竹谷地区の避難所整備事業でございますが、先ほど、駐車場が結構あるということで、大きく設定しているということではございますけれども、80人という形の現状で、皆さん結構、車で来る方が多くなるのかなと思います。何台程度の車が置けるような想定をしているのか、結構、駐車場というのが足りないのではないのかなと不安に思っているんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君）　こちら、実際現場のほうで、縄張といいますか、担当職員と建物の配置、あと駐車場の配置してみました。あくまでも仮という前提にはなるんですけれども、大体駐車台数は20台程度置けるような一応想定はしております。そこに通路が入ったりとかいろいろ建物の附属施設等々あればまた台数は変わりますけれども、現時点ではその台数で試算しておりました。

　以上です。

○議長（色川晴夫君）　櫻井議員。

○３番（櫻井　靖君）　ちょっとあそこ道路で止められないこともないので、そこら辺は大丈夫かなとは思うんですけれども、ちょっとそこら辺、安全対策のほうぜひやっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　それから、この避難所が整備されることによって、上竹谷生活センターはどのような形に今後なっていくのか、そのまんま存続していくのかどうか、そこら辺お願いいたします。

○議長（色川晴夫君）　千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　今、令和４年３月に策定した個別計画では現状維持とはなっていますが、そのときは避難所がまだできるということが決定していませんので、今の、先ほど何か、何回か出ていますが肌感覚というやつで言いますと、廃止の方向で協議はしていきたいと思っています。

　以上です。

○議長（色川晴夫君）　櫻井議員。

○３番（櫻井　靖君）　そこら辺、地元の意見をちゃんと聞いていただければと思います。なかなか上のほうまで行くというのは、それはそれで大変なことだと思います。民家の多いところというのだと、やっぱり便利性というのも、利便性というのもあると思いますので、ぜひともそこら辺の話合いをしっかりしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　以上です。

○議長（色川晴夫君）　ほかにございますか。２番米川議員。

○２番（米川修司君）　計４点ほどございまして、質疑させていただければと思います。

○議長（色川晴夫君）　どうぞ。

○２番（米川修司君）　主要事業説明資料に沿って質疑させていただきます。

まず、定額減税補足給付金事業についてです。

対象者数見込みということで、所得税分、個人住民税分とあるんですけれども、個人住民税分については、令和５年分の所得が分かっているので見込みを立てやすいと思うんですけれども、所得税分をどうやって見込みを立てているのかちょっとよく分からなくて、所得税の定額減税というのは、先月ないし今月の労働分から定額減税と認識していまして、それで、それを前提に、所得税分2,100人という見込みがどのように試算されているのか教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君）　安土財務課長。

○財務課長（安土　哲君）　令和６年度、令和５年度分の所得の個人住民税課税情報を当町のシステムのほうに導入しておりますので、その中から抽出したデータを国が提供するモデル推計式を組み込み、その推計式から求められた数値を調整給付のための算定ツールに取り込んで、こういった見込み人数を算出しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　米川議員。

○２番（米川修司君）　その国のモデル推計のソフトというか、そういったツールがあるというのは分かりました。

あと、その事業費の内訳の中で、給付金、所得税分、個人住民税分とあるんですけれども、所得税分だと、何でしょう、１人基本３万円、個人住民税分だと基本１万円ということなんですけれども、実際、この6,400万何がしだったり700万何がしだったり、どんな計算過程なのかよく分からないので、簡単に説明いただければと思います。

○議長（色川晴夫君）　安土課長。

○財務課長（安土　哲君）　所得税分につきまして、今、議員お話ししたとおり３万円分が、今、給与所得者ですと、推計所得税というところで毎月引かれる所得税から減税される仕組みになっていきます。

そして、そういった方々がどうやって算出されたかということなんですけれども、３万円の所得税以下の方がいた場合は、３万円丸っと給付になります。３万円を超えて所得税が５万円あった場合は、もう減税されているので所得税分の給付はなしですよという仕組みになってまいります。

それで、今度は住民税のほうに移ってということなんですけれども、住民税は１万円が上限ですと。所得税が、例えば、すみません、個人住民税が5,000円ですと、年額、そういった場

合どうなるのかというと、1,000円未満は切上げになって１万円の減税という仕組みになっています。反対に言うと、それ以下の場合は、こちらの住民税分の減税も受けない、給付もないというような形に今なっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　米川議員。

○２番（米川修司君）　私の単純計算よりも多く試算されるという、その経緯というか理由については理解しましたので。はい、分かりました。

２点目です。

説明資料の２番ですね。物価高騰対応重点支援給付金事業に関して、対象世帯、新たな住民税非課税世帯250世帯、新たな住民税均等割のみ課税世帯に150世帯、計400世帯ということで、決して世帯数として少ない小さい数字ではないかなと認識しまして、気になったのは、この計400世帯のうち令和５年中に転入した世帯もあると思うんですけれども、そういう転入世帯はこの400世帯のうち約何割なのか知りたいところなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　住民、転入世帯につきましては、令和５年中に転入してきた方については、１月１日現在の住所地で申告をされておりますので、その情報は、令和６年度松島町の住民税等に反映されているかと思います。

ただ、その後、令和６年度、令和６年１月１日以降に転入されてきた方については、今回の給付金の基準日時点で松島町民の方であれば、前住所地に所得の照会等行いまして、課税状況等の照会を行いまして、対象になるかならないかという判断をしていくものです。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　米川議員。

○２番（米川修司君）　対象世帯となるかならないかの区別の方法といったところ、そういうのは分かりました。

どうしてその何割が転入世帯か気になったかといいますと、この400世帯のうち、仮に、以前から町内に住んでいる世帯ばかりなのか、大半が転入世帯なのか、極端に言いますと、それぞれ受け止め方が異なると思いまして。もし、大半が従来から町内に住んでいる世帯であれば、それは町内の雇用状況が不安視されるのかなと思いましたし、大半が転入世帯であれば、ほかの市町から比較的所得の低い世帯が松島に多く、松島が多く選ばれて転入してきているのかなとかそういう疑いの目で見てしまいますし、そのあたりの受け止め方について町

としてどうなのかを教えていただきたいんですけれども。

○議長（色川晴夫君）　相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　400世帯のうちもともと町民だった方、転入してきた方の割合については、当然もともと町民だった方が多いと思います。今回400世帯を見込んでおるのは、先週の一般質問のときにもちらっと触れさせていただきましたが、予算を要求する、算定する際、時点で、未申告の方が約100名ほどおられましたので、そちらの方も加味した世帯ということで400世帯です。その予算を算出した際、時点では、非課税世帯大体200世帯、均等割のみ課税世帯が100世帯という実績、データは持っておりましたので、プラス未申告の方を振り分けて、この世帯数になったということです。

○議長（色川晴夫君）　米川議員。

○２番（米川修司君）　その未申告世帯についても、見込みの仕方といったところ分かりました。

続きまして、説明資料３、児童手当支給事業についてお尋ねします。

事業費のうち扶助費として5,900万何がしにはなっていますけれども、この全体の数字だけ見てもよく分からないので、その内訳といったところちょっとお尋ねしたいです。高校生年代が加わってどのくらい見ているのかとか、第３子以降についてどのくらい見ているのか、そういった内訳をお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君）　答弁。相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　高校生年代の方につきましては、300人、1,800万円を見込んでおります。それから、あとはゼロ歳から３歳……、第３子以降ということにつきましては、約3,300万円を見込んでおります。あと、そのほかに、回数が６回になることに伴って増額となる金額につきまして、2,450万円程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　米川議員。

○２番（米川修司君）　分かりました。すると、第３子以降についても計3,300万円ほど見込んでいるということで、私の想像を上回っていて、何よりだと感じております。

最後に４点目です。

説明資料４番目ですが、低所得者の子育て世帯への加算給付金事業に関して、こちら２つ目の質疑と重なるんですけれども、対象人数、新たに計40世帯、計60人が対象ということですけれども、こちらも、何ていうんでしょう、同じ答弁になるかもしれませんが、このうちの転入の割合といったのが気になりますし、あと、どのくらい従来から町内に住んでいる方々

なのか気になるんですけれども、答弁お願いできればと思います。

○議長（色川晴夫君）　相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君）　すみません、先ほど答弁させていただいた第３子以降の金額について、ちょっと間違った数字を言ってしまいましたので、訂正させてください。すみません。

先ほど高校生年代1,800万円というふうに答弁させていただきまして、プラス第３子以降につきましては1,400万円程度、合わせて3,350万円程度の試算でした。

もう一つの質問についてですが、加算給付の対象児童につきましても、先ほどの答弁と同じになってしまいますが、予算算出時点での確定した件数と、プラス未申告の世帯を合わせた形で算出をさせていただいております。割合についても、非課税世帯ですとかそういったところと同じようになるかと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君）　米川議員。

○２番（米川修司君）　分かりました。３つ目の質疑の答弁の訂正ということで、分かりましたけれども、私の見込みを逆に下回った形になりまして。引き続きよろしくお願いできればと思います。

以上となります。

○議長（色川晴夫君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第36号令和６年度松島町一般会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時40分といたします。

午前１１時２５分　　休　憩

午前１１時４０分　　再　開

○議長（色川晴夫君）　再開いたします。

日程第６　議案第３７号　令和６年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（色川晴夫君）　日程第６、議案第37号令和６年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立多数です。よって、議案第37号令和６年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第３８号　令和６年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（色川晴夫君）　日程第７、議案第38号令和６年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第38号令和６年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第３９号　令和６年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（色川晴夫君）　日程第８、議案第39号令和６年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第39号令和６年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第４０号　令和６年度松島町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（色川晴夫君）　日程第９、議案第40号令和６年度松島町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

　これより議案第30号を採決します。

　本案を原案のとおり決する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君）　起立全員です。よって、議案第40号令和６年度松島町下水道事業会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

日程第１０　委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（色川晴夫君）　日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

　各委員会の委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。件名一覧はお手元に配付しております。審査及び調査件名について事務局長より朗読させます。千葉局長。

○議会事務局長（千葉浩司君）　朗読いたします。

　委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。令和６年第２回松島町議会定例会。

　委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

　広報広聴常任委員会。議会広報の編集、発行及び配布。議会における情報通信技術の活用。議会報告会及び一般会議の開催に必要な企画及び調整。広報及び広聴の活動により明らかになった政策課題の整理。令和６年９月定例会。

　議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。令和６年９月定例会。

　以上です。

○議長（色川晴夫君）　お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　ご異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することと決定いたしました。

　本定例会に付議された議案の審査は全部終了しました。

　令和６年第２回松島町議会定例会を閉会します。

　皆様、大変ご苦労さまでございました。

午前１１時４６分　　閉　会